

## ～新・文化庁 機能強化のポイント～

### <法律事項>

### <機能強化>

新・文化芸術基本法(H29.6施行)

- ◆文化庁施策に閉じない「文化芸術推進基本計画」の策定
- ◆関係府省庁で構成する「文化芸術推進会議」の設置

✓文化庁が中核となって我が国の文化政策を総合的に推進

文部科学省設置法改正案

- ◆文化に関する基本的政策の企画立案推進機能
- ・関係行政機関の事務調整機能 付与
- ◆本省業務(芸術に関する教育, 博物館)の一元化

✓文化芸術体験・専門人材育成の質の向上  
✓博物館行政の効率化

### <政令事項その他>

- ◆文化部・文化財部の2部制廃止

✓柔軟かつ機動的な取組みの推進

- ◆次長2名体制

✓本格移転(遅くとも2021年度)に向けた準備, マネジメント強化  
✓2020文化プログラムの強力な推進

- ◆文化財関係部局の機能別再編

✓適切な保護と, 観光・産業と連携した文化芸術資源の活用を推進

- ・大学との連携を生かした文化政策調査研究
- ・国内外への日本文化の発信
- ・食文化等の生活文化振興や新たな文化創造
- ・各省と連携した文化GDP拡大を担う体制整備

✓政策立案・発信機能の強化  
✓文化による社会的・経済的価値の創出

- 他府省・自治体・民間等からの参画

✓人材多様化による組織活性化

文化芸術の力で  
一億総活躍

文化芸術資源で  
地方創生・地域活性化

日本文化ブランド  
で世界を魅了

### <参考>

#### ◆経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～(H29.6閣議決定)

「文化経済戦略(仮称)」を策定し稼ぐ文化への展開を推進するとともに、政策の総合的推進など新たな政策ニーズ対応のための文化庁の機能強化等を図る。2020年までを文化政策推進重点期間として位置づけ、文化による国家ブランド戦略の構築と文化産業の経済規模(文化GDP)の拡大に向け取組を推進する。

#### ◆まち・ひと・しごと創生基本方針2017(H29.6閣議決定)

文化庁については、地域の文化資源を活用した観光振興や地方創生の拡充に向けた対応の強化、我が国の文化の国際発信力の向上、食文化など生活文化の振興、科学技術を活用した新文化創造や文化政策調査研究など、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等に対応できるよう機能強化を図りつつ、京都に全面的に移転する。(略)また、文化庁の機能強化及び抜本的な組織改編を検討し、これに係る文部科学省設置法(平成11年法律第96号)の改正案等を平成30年1月からの通常国会を目的に提出するなど、全面的な移転を計画的・段階的に進めていく。